

也  
五  
八  
十  
五  
十

推八條吟味之傳

元禄十五年極月廿六日御月書土尾重頼守及  
以定之御紙之御例之御方之御卷中  
稻原丹後守及出雲景佐後守及秋元但馬守及  
正若年考寺社御奉納大月附所奉納  
其外四折八折之御之御後後之御之御  
流子時大石内宿之御所園御之御寺重

吉田忠美の塚形と事情右云く此石も細川神中

守久より苗を指之附置能おん何也此字も麻布

と看し此例も此級例小此石も福茶丹後守及

作内卿の御付るに早をい此を備らうらうに

左川と昔多陰子の力入早く上二両子と定心

今平伏ス海と接く細川の家安及云部

直及平伏系上付長此とより法守徳有内院

くゆや何成正年成なる志此言中上座一と

平伏是計時以美書志此日附水燈小丸遠及讀

上々々々々 積ハシ様一徳左通

一付及淺形之内通以及家來大石内燈助頭取

仕大幣侍意古長上燈助が定に積系仕梅屋

及子傳一本

一 御搦えを不憚礼妨及公儀ヲ不忌波方不慮  
本

一 夜中ニ忠入相傷ハ本ヲ以置絨ニ等交仕方ハ本

一 門ヲ打破リ押入ル本

一 一味同心者殺而人ニ方を圍リ中計者有ル事

立退ル本

一 内通以及家来打入ル者に括スル成也

一 夜中忠入本及大ヲ持糸を本杉の成之桃打

成之

一 信はし多トシテハ本在糸高家の職たる上野

一 了ゆ方ハ押入也トシテハ働上を不忌才命不相

一 意の波方不也ハ本

一 長及具も持糸法ヲ破ル本

一 飛及具持糸法波を不矣本

一 昭物持糸殺小新衣之本

一 糸死を持は美送位仕方軍儀、道手押候

一 橙く新可成本

一 右儀後多負あは上野物味を恨ある處

一 親子書片小付應き心才心は遠く一本

一 大勢討取不仕方、上野く助家來殺

多討取り本不仕方本

一 上野く助屋浦恙く破布一本

一 連中く介く目引く者有應下可中上本

一 去年赤穂城引拂良心應て不家本有

一 大勢人々糸死本と右右く考上野く助を討

取を指し柳子赤穂退散し音尾

一 公儀小討し有言有之或不審少友あり

一 右拾八條く類中同中仕との本や

此時大石内蔵の助打し之を波江守に傳  
ふに應に徳平上式と伺稻葉丹後守及傳  
ふに中内蔵の助江邊意中上下との傳  
あり時三小笠原佐俊守及大石日向兼  
一向く一二守同石右衛門八幡に徳中同  
下仕者批傳有利時内蔵の助大石と  
平伏し乃志所命に徳に内言ア上と

少徳仕共時小笠原及石守

時安海村内通以及家其大石内蔵の助以

取仕大智波流意言の上中内蔵の助兼

仕獲難及不在内蔵の助中同守中

乃志中上下時意中内通以仇言の上及付中

傳言乃石浦に折系仕言一取書付

是上中言書曲に徳妻母言中

下折意以中上書曰

去年二月十日之內區區以故持養沈之

以既得身也其言以及彼方不區信之

之恨之會之如在也於所居中而此

能助及及也楊古揚所之願不謂法身

切被以何付能此者能也或以百上以故也

畏御上使以不知之受城地是上家新天

新系仕之主人之上壯之助及之討漢

所當之也應家其有能忠言家之屬

一對一折付情之元授之使情之也也

父之仇之付之天之子裁之使能忍止今

噴上誓之助及也完之新系仕能之忘君

之志之也繼之也也私之死後也足

ふも法乃匡ッ法被る所形上ハの上  
七形認メ上至ルも今文同前ハ松更  
持深仕ハ後法不害を之ノ存ナシ  
家老以相勅謹代ノ者ハ法代ハ  
頭取仕ハ後白浄ハ後又法堂改ハ  
所念ハ時小書系及夕マシ内蔵ハ  
大智撰ル上仕ハ徳免ハ松系ハ後法堂

改メぬハ陳セるヤ

ハ鳥合法堂ニハ其子細法堂とてハ  
文字等トセカウと讀ムルも定メ中

時ニ代ノ者集リ心一政有リとハ法堂

ヤハ禁縁ヲ法堂ニハ抑言を絶

かんナリ其心ハ義士トシテ存部ハ

ハ義兵トシテおクけハ多く出ル

少の系反

口を異ア能日利奴一ヤ

稀を極の極

何甚も快君臣下市のあをハ天下一同ノ義

少々君父の仇を報て天ヲ裁つと云

云年と利心方とる一し交右首を働

復藉とのこも中され志心内通以反ハ能

家来を孫れくナア

少の系反ノ作

中ヤ右快田奏何るを正以以く兼忽く

何一云と存するさく波ホハ又鼎阿ヤイ

内宿物其印利女ハ云校んとあとも

自かめき又鼎云云の妙志を多引せん

思く場下出を右屋きに秘案の以鏡

元小柳の御縁様頼計上の鼎やあふん  
早末をい上りて志心なり小波前トヤ

内親御物

以等P一存ります昔長法國を何と云ふハ  
何程此りや、来志仕交とP一上ハ

小笠原氏

はる志水と一本上陸し御知所ハ三列在田

旅と一日子武百石の氏や何故あふん

内親御物

抱水をも糸勤交代と右座り下ハ信通

中一信通ハある一当地中右と在り左

上秋家と法福左ありと志心と尚九月中

と上秋家小道ありと信通小夫ありあり

と今初進と桃と勢一は後と右一ハ

根籍仕ひの上之申入

其秋甚々くふし以て控えを憚りて根を  
暫く海に放ちしとてあつて以て控えしを憚り  
の所に根籍せむ天下の法ハ何多しとて  
自ら根を討しむよりして其方  
左の如く申すは其法の中りの以て控え  
根籍しぬるは其國法の中をせらして  
其法も其の中りの法の中りて其  
多しは其の中り申すも

アトヤ其の中り申すは其法の中りて其  
其法も其の中りの法の中りて其  
其法も其の中りの法の中りて其  
其法も其の中りの法の中りて其

勅切あり池と成流石の石家路の絶去  
せむらひなき世乃城日悪然小上乃号小右で  
上野より物持ありしとくとも尾浦等此仰付  
本不曰白院の後近及光し物上り此は移  
移り上野より物持指有子長なる傳自家路  
此仰付し本不ハハ総玉川といふ川といふ事ども  
國邊寺物と國の物とを以て積元と

中さゆりし上野と女元を變遷信條ありしを採守  
し積元ハ仕るまゝ只一途小江積元復籍と云  
正以ハ希忽の一云かとなり山院の水依後守

後  
小五郎殿

物より守る小五郎殿を本居初中小押入次  
同前より信條是いりこ

中ゆけまの初中積元せしむ欲ハ高家

居て孫と又孫家と上杉家或幼く家討殺  
後有之由慥々不知仕り及禁之海人へは孫  
余へ何とそ尋友の携負及及登き方一取  
進きをや何勢人軍中にと大款に初討に  
志知下是心初討仕り然に皆備との作を  
懐きき一云をるにら別と西と討入るとも  
修海地因近以友家才者互人の妹を

を絶んの是迄批系仕上聖く及及出と  
携負をあり一多海編と云るを及とらをいり  
打入りけ本を隣赤山吟味いり志安おお

中一は

小宮系名御也

皆一初く火半將者をいめ一又討今初火半  
ちと唯をり隣赤山を證せ一本是既便友  
ふざ塚波乃号年とくおや

内記

大津将来。出立の儀。此に願入の延八五振入

一殺不立生初文の命を拜し形方少くは

来龍成の儀也形又押入の儀と大津より

味い澄子あを掛りて物とく人の安らとを延中

小の皆初が由然の儀略少くは此に

少の五系あ

口を被れ今及平也此成櫻籍を平共

方候家老脚の形在口へ平大切成平と

不知中近以平忽く此法く是く云信同

乃し仕合立判との仰

口初と

も仰表門も被りあ中初をそ懸ひを余就押

入の初者美鳥とくはる者そ候と来急勢在り

及口被れ一そ森の初家表一社業と

部科ハ近以迷惑多クハ此

小笠原殿

陳する本あり上形物屋鋪見分者入座

互物表門破り申さ水ハ表門破り礼せ一本

の乞支利

門形物

共悔上形物及法家来ルル者ハ屋心と銭

押入一及尋表門の方ハ近以迷惑

及押破法家ハ近以

小笠原殿

初討初一味者六七百ハ一方を固以中上

形物家来粉合平馬ハ初討者大ハ何

立要ハ右物ハ上ヨ

門形物

付後ハ私ハ右存後ハ一味者ハ何

皆正色交上付入に及受言を後、皆見下せぬが云  
早赤い道途し者直隣家形初るそくそく及何  
半かた有ん分小出ふれし者あふんか交を  
寒く中上しあのかんか眩病の服小ハさき  
も心法とるもるがぬし王以笑止る事九し  
毒あふ初成とアサ笑ふ  
小室正色交上  
抱ふの魚以女家来ハに抱ふくあゆやみ万こ

小石そ出める庭すのに抱ふくとそ心法  
但又に抱ふくの余を皆信病とる命をわし  
志を忘れ進まし女に抱ふくけりしかいて内道  
次及の形巨た義成或土ハサししるき本や  
人種大智ありを隠さんとか海川と家の恥業  
と取きたと揚ふに下のあふ白を隠さんと  
とにんしとを者笑つあしつア大笑志あふ



人幣し入事一に指さるる而決山正此の事乃  
夫公有し楠正成を以て討むるはし終小  
湊川に討死して也初智於大義を企せし  
後小あにに指さるる武運を以て六卷神  
懐を達し大を企ふを楠正成と指し仕合儀  
家の人を養ふ事の中あはるる未代の無過  
の事とん半以上は仕合やの事と武門の真か  
しい一系と存存りし中上

何れか六十年首の家系は皆に長小の事共  
初打合屋一とて何人百姓を以て父の御討  
之御討する事とハ奥羽右石にて百姓の  
娘父の御討する事とヤ係小あそそくも近  
者有屋つし以て定て討死者有ハ此言小思

唐の饒讓あり竹の太石形の家老も持あり  
不笈竹右無きに延意成内通以及の紀家  
来と持水ハ果穀目出交とや云く人号  
しあき世の成日亦夜ヤ

小笠原及の守

上形(中)定ト竹時打入トそ松のを持ヤ  
桃行と持ヤ竹と持系セーヤ

内通のゆ言

折入の竹ト一切火ト持系子仕

小笠原及の守

志(中)竹と持トあかをを用いあや

其初ト十四月終々海幸トを清トあ  
乞(中)のぶとく竹を無の印ハ物浦云

核に及雪のめりて月の光り比る火も一切入  
るよ又家の内も佛堂も妙し詠もくを思  
ふよ

少堂系及はる

上世の物指方と系うしや

活指方とんぬ是尋いの者共所、指経を  
信くはうり奥進物かけ二階ら下録し中

其外小の道尋いの者活方下知水市一尋教  
年一母活いお乃あことち利は急口悟しけ六

是唯、あ及、室、う、肢切哲んとすを人とも  
止、後切哲ん本ハいとあ一今五あこ

た、常、に、尋、活、指、方、の、暖、か、た、う、一、通、の、二、通、の、也  
同所を毎交り尋うとすのすり利又左右に

別と晴き所ハ陸を持実入すらを持射也

校、其本難お部屋と曰く入宿は是れを  
もくも、燻火或は小燻を拭け腰板を押し  
向ふに校きり燻火は熱き口利押入高波  
物より同主御節、武林此七戸を校付に  
と此派時若侍或は切掛を武林心ゆるり  
校合切掛、仕丈利内の道具を入置かれ  
是より多く、横を共角の、白キものあはく

一及同主御節、陸中く、実さくり足まきと  
三川とゆくとおたりあり人あはく、武林飛掛て引  
と、堀見水と毎夜とも志とてあ去平人、  
あきとて、夜は右方に、中、徳家、或は捕  
動、一及鳴おし、入まき水ハ、松原多件、  
一、若小、相違ん、中、若、家、老、  
舞、忍、有、と、や、仍、あ、ん、か、し、  
政、

切付り古所本庄花身又法華以て一付方  
所部見え先く一者一兩人所部本庄生害法蓮  
先中比久実持りおろす迎給らんしとあま  
及中比久実持りおろす迎給らんしとあま  
其後本庄の傍へ信長と申す一書連系持  
高家と申す一書信長の行状上を志さぬ牙分  
不お懸く改方源科甚々とし是に中固右や

しんがし

内書とある

右仰て信長と申すを仕高家へ應へ對し松  
系へ信長と申すを成源の信長と申すは親を  
と親と信長と申すを裁きとの信長は高家へ告  
段及信長と申す折於て信長と申すを不承と  
右とハ右何故法華と申すは信長と申すか

といふ形も働成履きや  
ら云之君の仇を  
於て半一控座し御侍の武家のかきんとし  
儀中さん初る言家の子庶と借信し牙を心  
首尾能討之七忌乃其山の子首尾あり  
小和しそそ此仰は通才そ不表懸く首尾其の  
今内儀し師の中そ実を相らむ馬家と  
阿ろあが國をぞ阿ろあが主人し仇才そし

市有履きか右も上下の足別なく仇とのあ字  
中取のそるそ一右も少も所交有履きう才余  
を所けおそそそあすしそくかの露ハ龜しき  
有りあへと小笠原及吾をあそ家来持才し  
心かそハ天情おそ才右長そいそそいぬか  
歳徳土履多そ也仰右師一島ありかあほり  
能討しそ中一のそそしそ有及法の彼そし



明物を困いし事一は復さる事

明物持系との仰小右殿并の由の由道中後諺の  
く教友延引仕小右こかばしくいひる内極  
ゆ福才より喜多仕急り及大小のうらひ不令  
を守りり明あ小女只一本を不女多兒女幼  
はたかり

物を家記持の儀も運長し仕方運後こたき  
しりし一撥り新小可お成仕し本をぬるたし  
りりしり大ねぬり先年慶長元の新大坂  
征代し初竹末重し直之家記取る古き外後  
在馬しゆ小右せんしとあひし物取買の謀ト  
初討ししは諸下近討入しと早田以の取し事  
と方家記持しし免されし新かコリヤ家記

特を逆信同本亦を懐くは、  
れを辨さんといふ罪ヲそを毛を  
早あらん事こころ由儀急る  
口通以存せしめ布種  
らわお仕たの事家記  
と有きくは存持系仕  
しは只谷の海人の事  
志水何そ家記を持  
家記を持ぬと陳さるや  
たる小お遠あきそ  
預登しそ仍お  
也仰らわ仕る事  
志く又家記を持  
あを

家記を持ぬと陳さるや  
たる小お遠あきそ  
預登しそ仍お  
也仰らわ仕る事  
志く又家記を持  
あを

付候に家記の如くは中物元身此二神道に  
御覽の祈願の如くは此の如くは此の如くは  
願き下持仕り及大願成候の爲私に持たせ  
持下志はまゝに此の如くは  
左邊候事負たるとし来り又上物に物こそ  
恨りる處一抱りし親子徳有討候き謂水  
あり合くまゝ方心は遠

内書

也仰親子有討下下取候事言此將至親  
上物に物及此持下と心一しは此の如くは  
左邊候事負たるとし来り又上物に物こそ  
恨りる處一抱りし親子徳有討候き謂水  
あり合くまゝ方心は遠

ゆへに持宝の移めり長力をみ傳へれり音も  
此の由定ぬ将年一着年ぬ法をいふなり  
かゝるふいねも有恨屋より見たりとせしむ  
追討不仕り丹後在湯名何方へ山賊は成り  
其心後い候となすなり

右之湯及後館の完ぬと見持取浦とあり  
不足人形多し元因と有ありと祝と持書子  
も住城を懐しをを持取のあり少は御業せん  
平頼ひるく形に人をねりあり討果は成  
ととりの汚水とも傳へく追討し功をいふ  
之祝不澄流石ハ内宿しゆが子初とあり奉  
何事そ

門前しゆ昔今年十六才と有候そいふ

何十女とや何はもは夢の眼を射  
と妻子けんそく完初をを人移る母  
一世人の前西が向ふるし屋を又さくし  
命を悔之徳府未誅小近邊人何る中に  
十女をく大歌を題立しそ傳く女太久保  
去の奈つ十六年一付土肥の梁山を来向家  
此を建る有又十六女是終十六女初れ女  
を物場し法字前法くされるを感状は  
か増と有屋をいそ以跡を存する何れ  
とた極む終り法を女か

上野の物方より北へ之指或る身敷多き  
初大勢を討取あ念り法本をぬい改  
る不所出と中あり

付後只今も中と通る上野の物係法家来

元之直人を大平と存せし夜お合防留は  
倭之是是非計移に波日真向し批系結  
さ縁より川より面を元元野の雷花の味  
比るるをちさなり可なり

屋浦被布、成是初妨梅箱とてお是に  
そ中園ありや

是と先程中より通表門に被入りて海内  
道に家来之人欲と非く助成あり持鳥を  
おしおしと味りく付入り及は家来より西  
阿よりありと老き戸を押破り進み路被  
を破り襖を敷し戸をけたおして庭に  
迎接し緋縁より小をいりし時より又井山段  
縁よりと法度付よりてい受を破りし戸

隣子の破くハ有良友の家来流ハ仕業にてハ  
と申上ハ此中一面と云ハ又其ハ

連中一ハも引業内の者ハも引業内を引  
働成居るハ何レのハも引業内也  
者何と云ハ志業ハ白状せよ

連中一ハも引業内の者ハ引業内ハ何レのハも引業内也

引業内ハ何レのハも引業内ハ何レのハも引業内也

引業内ハ何レのハも引業内ハ何レのハも引業内也

引業内ハ何レのハも引業内ハ何レのハも引業内也

引業内ハ何レのハも引業内ハ何レのハも引業内也

引業内ハ何レのハも引業内ハ何レのハも引業内也

引業内ハ何レのハも引業内ハ何レのハも引業内也

引業内ハ何レのハも引業内ハ何レのハも引業内也

此たりけ交別を不旨にせし後には此の

共方頼春シシ後キの言を動して古開くを水

とも口と心と大いに違ひるなり去年二月十日

内直以舟儀及その日切後家より施古を以て

仰止亦口あり一頁成不旨を以て公儀を恨ん

者頼の協引拂の言も秘定し仰子も深を

不家安流公の才大才小知状の引後とい

とも心定小の言中取りとも新大勢人を集る

とも右小の言上莊の物討是礼を多秘くのや

とも公儀小討の款討同不希秘選教の首尾

公儀小討し存言右や家二十上座

希秘引拂く言右を言りやとの法尋別を御

儀小討し右言存言は此の儀是教は言

同附荒本を筆の及柳系宗室女也連宗室本  
所形一上を以て先祖漢世孫西後等

東照文正公の宗室所に在りて人宗の以て後を  
系より正公を勅の仰と系系上公也 正公正公  
はけ正公を勅仕を以て正公正公正公正公  
行又内通以て正公正公正公正公正公正公  
る先祖宗室女也正公正公正公正公正公正公

裁此の心を辨(隠便)改らるるも主人の家を  
古跡仕りて天道の真の而無一と格く見  
合中不也七月十八日漢邦天宗の後と同胞女  
流云守(正公)と成積正公正公正公正公正公  
願正公正公正公正公正公正公正公正公正公  
而一別を正公正公正公正公正公正公正公正公  
只上正公正公正公正公正公正公正公正公正公



古者國の法例とも子存存云法の家成をゆか  
飛小法用於右屋うひほしや西の家ク  
一門入讓の者ううと信帖見負仕天下の  
以收通うりうをサと申の九世右てハ右  
持ちれり哲人が返自かを智也壬辰兼忍お  
あしるみあされり信帖は侍ぬ不負ひ負そ  
いふさひと信帖と書きたのひうると讀ハ

今信帖は侍ぬと云ふは義と云せし者と國  
負はさぬあつてんやあつて家持身ては法  
ふぬか染等と云ふを西の家持と云と云け  
あつて忽云ハ昔や家持か家持と云り者か法は  
あつて何と小笠原及見負は法してものうと云  
右はひと云ふはテサ

法はきとの作も存右何柳たはたる者た

何れも何處も交り成り方天情感心成りた志也  
有れども心を付非し所在處に其具と成りて  
あるは前度如くは固也一及心を成りて又何處も  
成りて又成りて成りて

時後し初討の儀法と成りて及已きと成りて  
成りて及已きと成りて及已きと成りて  
初書討せしは此れ也 懐中より取部一 元とん

一陰 其以師 一欠掘 二振部 一介 以提

初平年以奉の正月十日に討死し書きたる礼一取書  
三年二十八九月に平年 多者去七月に死去は是れ  
初討し初儀と因心の心多三年に討死し書きたる  
早ハ此れ少及は其具と成りて成りて

由 其巻 陰の韻 ありけり長年成り

